

# 「地方分権改革」は地域課題を解決する地方創生のツール

## 地方分権とは

**地方分権改革の推進**は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、**地方創生における極めて重要なテーマ**である。

(令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)(抄))

## 改革の手法

現場の声や日常の業務を通じ、各地方公共団体が、国が行う事務・権限や、全国一律に定める基準等について、地域の課題として発掘。たとえば、

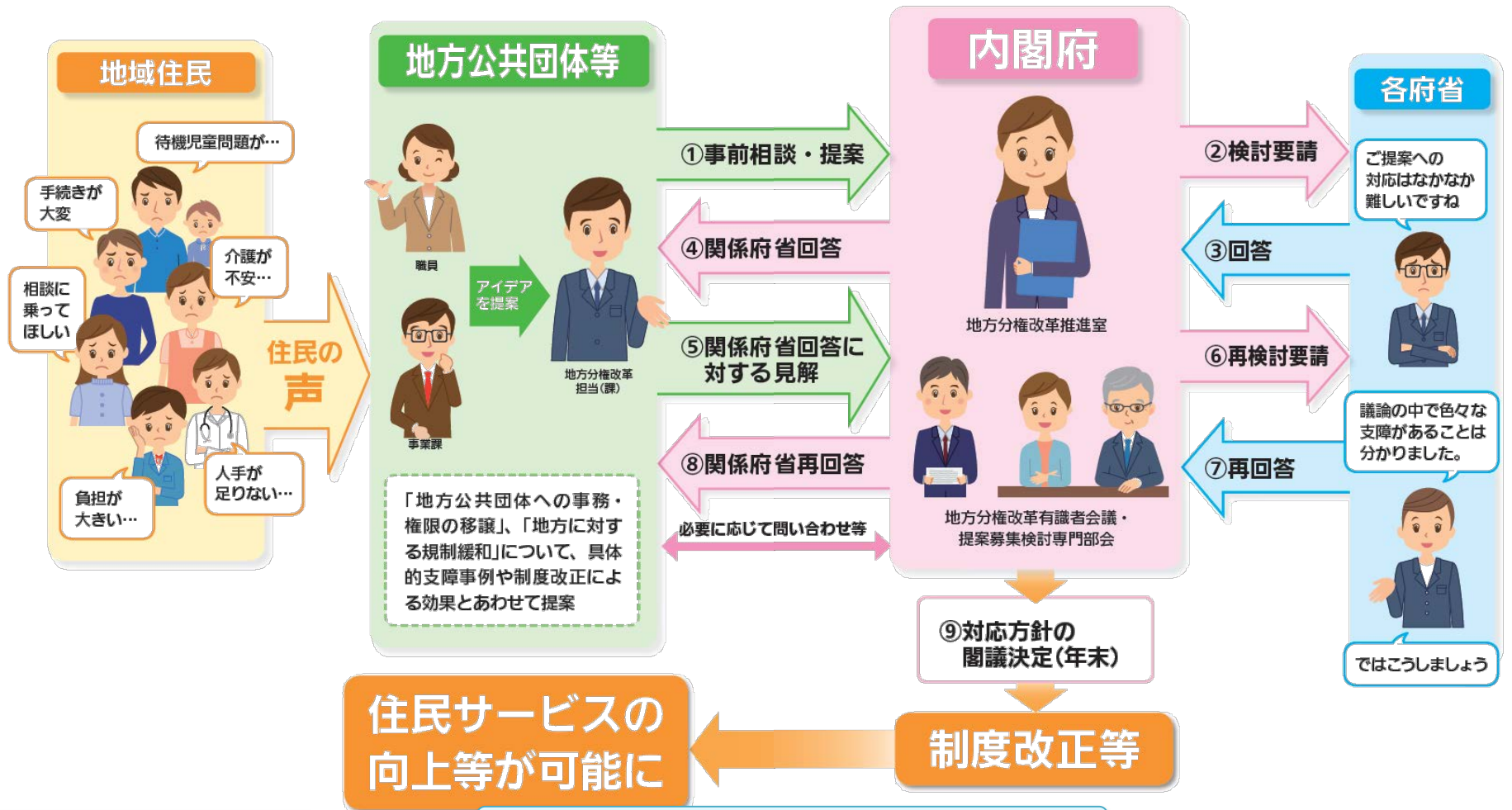
- ①地域の実情に合わなくなった(例:過疎化)
- ②新たな取組を行う上での支障となっている(例:企業誘致)

**「提案募集方式」(H26～)**を活用し、各地方公共団体からの制度改革等に関する提案により地域の課題を解決。



住民サービスの向上等

# 提案募集方式の概要



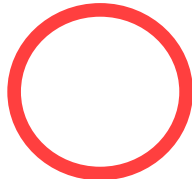
## 提案募集方式の主体

- ①都道府県及び市町村(特別区を含む。)
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする任意組織

## 提案検討のための「三つの後押し」

- ①事前相談 ～提案内容補強の後押し～  
→地方公共団体から出向の調査員が提案実現のために必要な論点等を丁寧に助言。
- ②共同提案 ～仲間づくりの後押し～  
→自分で思いつかなくても、他の地方公共団体の提案に相乗り可。提案の説得力を充実。
- ③内閣府及び専門部会による各府省ヒアリング ～提案実現の後押し～  
→重点事項は、内閣府及び提案募集検討専門部会が各府省と法的な観点から議論

# 提案募集方式の対象範囲のイメージ



対象

対象

## ① 地方公共団体への事務・権限の移譲

本府省の事務・権限も対象

手挙げ方式(個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲)とする提案

対象

## ② 地方に対する規制緩和

(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)

下記①～③も対象

① 法定受託事務に関するもの

② 政省令等によるもの

③ 補助金等の要綱等によるもの(※1)

(各種補助条件の見直しや手続き書類の簡素化を念頭)



対象外

① 国・地方の税財源配分や税制改正

② 予算事業の新設提案

③ 国が直接執行する事業の運用改善

④ 個別の公共用物に係る管理主体の変更

⑤ 現行制度でも対応可能であることが

明らかな事項

(※1) 補助金等の要綱等によるもののうち、補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化等は対象外

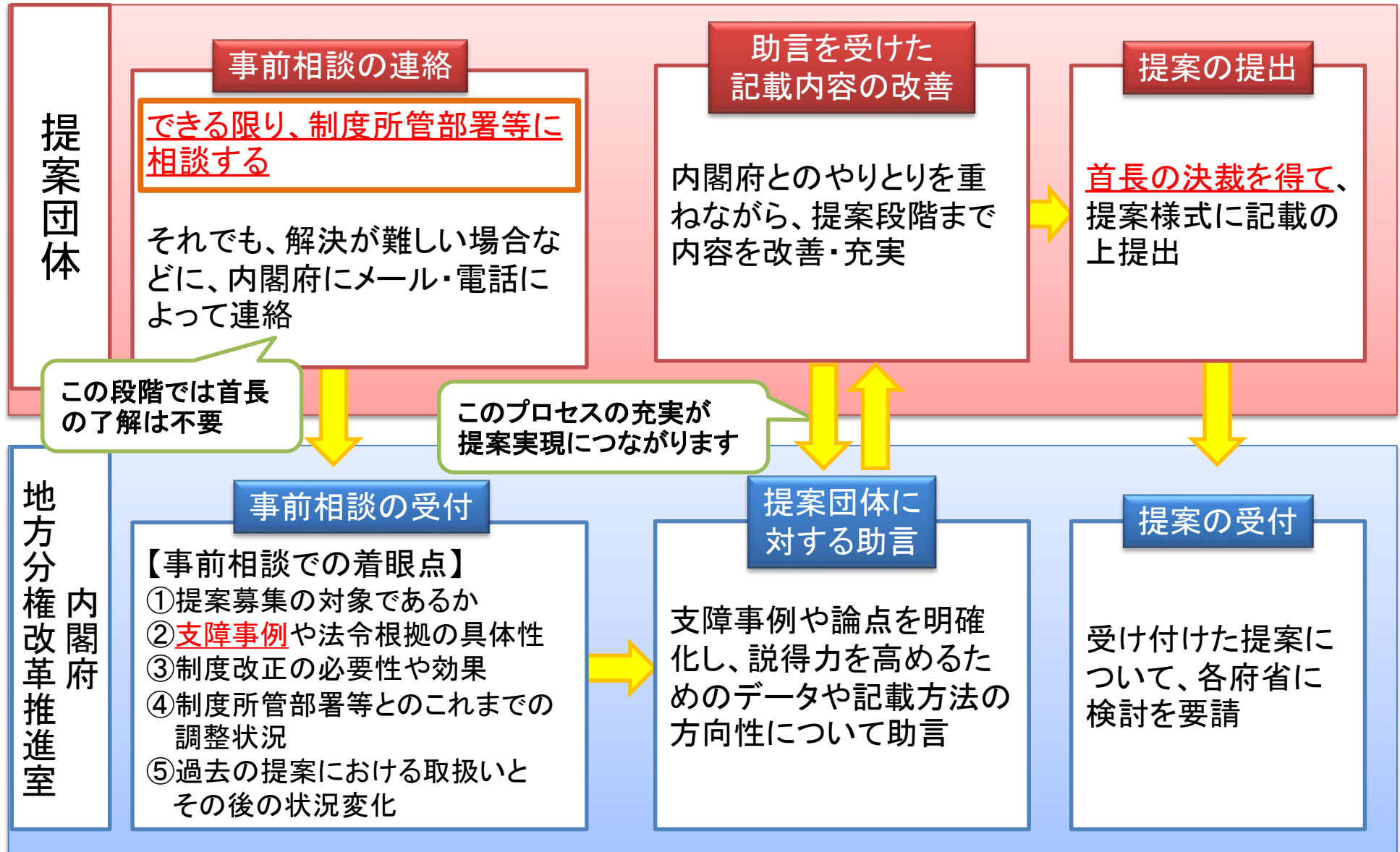
(※2) 提案団体のみを対象とした提案は対象外

# 提案募集方式の対象外となる提案について【補足】

## 「提案募集に関するよくある御質問」より

- (1) 国が直接執行する事業の運用改善 (例: 国から農家への直接の補助金の補助要件の緩和) や、地方公共団体と私人が同一に取り扱われる規制(官民共通規制)の見直しを求める提案 (例: 再生可能エネルギー発電設備導入に係る環境アセスメントの期間短縮) 等、権限移譲や地方公共団体の事務処理又はその方法の義務付け・枠付けに関する提案ではないものは対象外。  
ただし、国が直接執行する事業に関する提案でも地方の関与を強めるものや、官民共通規制の見直しを求める提案でも合理的な理由で地方公共団体について私人と異なる取扱いを求めるもの等、内容によって対象となる場合があるので内閣府に要相談。
- (2) 国・地方の税財源配分や税制改正に関する提案は、国・地方を通じた税財政制度全体を視野に入れ、専門的に検討すべき事項であるため、税制調査会等で議論されているところであり、基本的には対象外。ただし、事務手続きに関するものは対象となる場合もあるので内閣府に要相談。
- (3) 地方債の充当対象の拡大や充当率の引上げなどの地方財政措置に関する提案は対象外。ただし、事務手続きに関するものは対象となる場合もあるので内閣府に要相談。

# 事前相談から提案までの流れ



# 私たちにご相談ください ～地方公共団体からの派遣職員の紹介～

内閣府地方分権改革推進室では、各地方公共団体から派遣された調査員が提案募集の実務を担当しています。現在、31名の調査員が地方との連絡・調整の窓口となり、国・地方公共団体双方の仕事を理解する立場から親切・丁寧な対応を心がけています

ぜひ、お気軽にお問い合わせ下さい。(令和3年4月時点)

